

特別養護老人ホーム真福の郷利用料金表

(令和4年10月改定)

(1) 介護度別サービス利用料(1ヶ月(30日)当たりの金額で表示)

第2段階

介護度	介護サービス費	居住費	食費	合計
1	25,290 円	820 円/日	390 円/日	61,590 円
2	27,630 円			63,930 円
3	30,150 円			66,450 円
4	32,550 円			68,850 円
5	34,860 円			71,160 円

第3段階①

介護度	介護サービス費	居住費	食費	合計
1	25,290 円	1,310 円/日	650 円/日	84,090 円
2	27,630 円			86,430 円
3	30,150 円			88,950 円
4	32,550 円			91,350 円
5	34,860 円			93,660 円

第3段階②

介護度	介護サービス費	居住費	食費	合計
1	25,290 円	1,310 円/日	1,360 円/日	105,390 円
2	27,630 円			107,730 円
3	30,150 円			110,250 円
4	32,550 円			112,650 円
5	34,860 円			114,960 円

上記以外で1割負担

介護度	介護サービス費	居住費	食費	合計
1	25,290 円	2,006 円/日	1,445 円/日	128,820 円
2	27,630 円			131,160 円
3	30,150 円			133,680 円
4	32,550 円			136,080 円
5	34,860 円			138,390 円

上記以外で2割負担

介護度	介護サービス費	居住費	食費	合計
1	50,550 円	2,006 円/日	1,445 円/日	154,080 円
2	55,230 円			158,760 円
3	60,270 円			163,800 円
4	65,100 円			168,630 円
5	69,720 円			173,250 円

上記以外で3割負担

介護度	介護サービス費	居住費	食費	合計
1	75,810 円	2,006 円/日	1,445 円/日	179,340 円
2	82,830 円			186,360 円
3	90,420 円			193,950 円
4	97,620 円			201,150 円
5	104,550 円			208,080 円

介護保険負担限度額(食費・居住費の助成)認定要件

世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市町村民税非課税

年金収入等※80万円以下(第2段階)	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)	単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等120万円超(第3段階②)	単身 500万円、夫婦 1,500万円

※公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額

(2)加算料金(介護給付対象)

※ 裏面の金額に加算費用がかかります。

※ 1単位は、10.27円となります。

※ _____ の加算は介護サービス費に含まれています。

加算名	単位数	算定要件
日常生活継続支援加算	46 単位/日	新規入居者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が入所者の 65%以上であること。他
看取り介護加算(Ⅰ)	72 単位/日 (死亡日 45 日前～)	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断したものであること。入居者またはその家族等の同意を得て、入居者のターミナルケアにかかる計画が作成されていること。
	144 単位/日 (死亡日以前4～30日)	
	680 単位/日 (死亡日の前日・前々日)	
	1280 単位/日(死亡日)	
看護体制加算Ⅰ	4 単位/日	常勤の看護師を1名以上配置していること。
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	21 単位/日	夜勤を行う介護・看護職員が最低基準を1人以上上回っていること。 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる職員を配置していること。
精神科医療養指導加算	5 単位/日	認知症入居者が全体の3分の1以上占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われていること。
初期加算	30 単位/日	入居した日から起算して30日以内の期間について算定する。
外泊時費用	246 単位	外泊や入院のため、施設に所在していない場合であっても、外泊または入院の翌日から6日間(月をまたいで連続した場合は最長12日間)が介護保険対象となる。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位数の総合計の 8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	単位数の総合計の 2.7%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月の利用合計×1.6%	

(3)その他

高額介護サービス費

介護保険サービスの負担の合計額が一定の上限額を超えた分が払い戻されます。

区分	負担の上限額(月額)
課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)以上	140,100 円(世帯)
課税所得 380 万円(年収約 770 万円)～課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)未満	93,000 円(世帯)
市町村民税課税～課税所得 380 万円(年収約 770 万円)未満	44,400 円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600 円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000 円(世帯)